

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会 ..... 1  
(1) 大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく手続漏れについて ..... 1

開会

開会 午後1時30分

【上塚法人担当課長】 定刻になりましたので、第213回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、堀野委員長にお願いいたします。

堀野委員長、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 本日は、委員全員に御出席いただき、大阪市外郭団体評価委員会規則第6条第2項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題、(1)の「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規定に基づく手続漏れについて」は公開で、(2)の「監理対象団体の役員公募にかかる当該役員の職務内容及び募集要件について」、(3)の「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について」は法人情報の審議ですので、非公開で行います。

(1) 大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく手続漏れについて

それでは、最初の議題について、事務局から御説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 御説明いたします。

本市の監理対象団体である株式会社大阪港トランスポートシステムにおいて、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規定に基づく手続漏れがありました。

今回、所管所属である大阪港湾局から、手続漏れが生じた経緯等につきまして、当委員会へ御報告させていただきたいとの申出がありました。

内容につきましては、所管所属より御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属から御説明をお願いいたします。

【大阪港湾局】 大阪港湾局総務部長の望戸と申します。

この度は、大阪港湾局におきまして、監理対象団体における本市退職者の採用等のルールに基づいた手続漏れがあったことが判明いたしました。このような事案を発生させ、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけし、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、着席して説明させていただきます。

事案の概要でございますが、大阪港湾局所管の外郭団体でございます株式会社大阪港トランスポートシステム、以下O T Sと申しますけれども、に派遣しておりました本市職員、以下当該職員と申しますけれども、令和5年3月末に本市の定年退職を迎えるに当たりまして、当該職員を令和5年4月1日から同年6月28日、令和5年定時株主総会の日までの間、行政上の必要性から外郭団体の役員として在任させるためにはあらかじめ本市の同意を得るための手続が必要でしたが、当局がO T Sに手続を進めるよう指示することを失念したまま、令和5年6月28日まで役員に在任させていました。

発生原因といたしましては、当局は北港テクノポート線南ルート of 2024年度の開業に向けた工事や国等との手続の交渉が大詰めを迎えていたことから、鉄道部門の代表権を有する当該職員の役員留任が必要と考えていました。

一方で、O T Sから当局の団体監理担当者が相談を受けていましたが、同担当者は当該職員が令和3年6月開催の株主総会において、令和5年6月開催の株主総会までの間、役員として選任されており、本市退職後も辞任しなければ会社法上は役員 の身分が継続すると認識したことから、担当の内で適切に情報が共有されることがなく、本来大阪市の監理

対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規定上の手続について、当局がO T Sに引き続き当該職員を役員として在任させるために必要な手続を進めるよう指示することを失念したものでございます。

これらにつきましては、本市の監理対象団体における本市退職者の採用等のルールについて当局の理解や認識が甘かったこと、上司・部下との連携が不足し、退職を管理する当局総務課人事担当と団体を監理する団体監理担当の連携も不足していたこと、また、O T Sとの連絡調整も密でなかったことにより、手続漏れが発生したと認識しております。

再発防止策といたしましては、本市監理対象団体の監理ルールにつきまして、当局担当職員の認識を改善することはもちろん、所管監理団体を対象に説明会を開催し、本市退職者を採用する際のルールについて改めて周知徹底を行います。

また、所管監理団体と定期的にコミュニケーションの場を設定するなど、連絡を密にするとともに、所管団体に派遣している本市職員について、役員就任期間や派遣期間などの情報を総務課の人事担当と団体監理担当で共有し、必要な手続に漏れが生じないようにチェックシートを作成するなど、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

【堀野委員長】 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見や御質問等があればお願いします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくをお願いします。

今回の手続漏れが判明した経緯を教えてくださいんですけども。

【大阪港湾局】 毎年8月に、8月末ですか、市のO B職員の再就職先を公表しているんですけども、その際の確認の中で判明をいたしました。

【村田委員】 それと、実際退職されたこの大阪市の職員の方も、この手続をすることが必要であるということの認識はあったのでしょうか。

【大阪港湾局】 そこも含めて、大阪市の方からきちんとこういった手続が必要だということを指導ができなかったというところが、やはり所管団体を監理しております所管局の責任であるというふうに痛感いたしておりますので、今回は本当に申し訳なかったと思っております。よろしく願いいたします。

【村田委員】 分かりました。あと、もう1点だけ。この発生原因の中で、O T Sから当局の団体監理担当者が相談を受けていましたが、とありますけども、この相談の中身というのはその手続が必要か不要かという相談ではなく、別の相談だったということでしょう。

うか。

【大阪港湾局】 来期の役員体制について、恐らく相談をされていたものと思います。なので、全体の中にはそういった中身のことも多分含まれていたんだと思いますけれども、その中で担当者から、我々の組織の中にもそういった来期の体制等についての情報共有とか大事なところというのがやはり共有されておられませんでして、そこも含めて非常にまずかったと思っておりますので、今後はそういうようなことがないように、通常ですとこの時期に役員の公募の話とか、いろいろ出てきますので、やっぱり次の体制というのを確認するのは、普通年内にはおおむね出そろうかなと思っておりますので、そういったときに課内でこの団体はどういう体制で来年度経営をしていくんだということをしっかり共有していきたいというふうに思っております。すみませんでした。

【村田委員】 ありがとうございます。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

何点かお伺いしたいというか、確認しながら話を進めていきたいんですけども、まずは令和3年の株主総会の際に、副社長ですかね、選任がされたと思っておりますので、そのときは2年の任期で、就任される際にはもう定年を超えて任期が残るとというのは、その時点ではもう分かっていたということでしょうか。

【大阪港湾局】 そこは認識してございました。

【上崎委員】 その際に何か手続というのは必要ないということなんでしょうか。もうあらかじめ定年を超えて任期が残ることが分かっているのであれば、本来であれば3年の段階で何かしら同意を得たりとかということがあった方が望ましいのかなとは思っておりますけれども。

【大阪港湾局】 そうですね、その時点で引き続きの在任が必要だという状況であれば、そういった選択肢もあったかなというふうに思いますけれど、今回の件につきましては、鉄道事業におきます手続が非常に万博開催に向けて大きく動いております、株主総会の令和3年の決議をするときと現在とはかなり状況が変化したというふうに私どもは認識しております。

以前の中期計画の変更のときも御説明させていただきましたとおり、鉄道事業の関係の認可といいますか、というのも22年度中に下りるだろうと思っていたものが後ろに倒れたりとか、あるいは2024年度に手続されるものがちょっと前倒しになったりとか、そういった調整が大詰めを迎えていたということで、少し令和3年度とは状況が大きく異なったの

かなと思っております。

なので、変化が生じたときに速やかに必要な手続を取ってまいらなければならなかったというところでは、今回は非常に大事なところが抜け落ちていたというふうに痛感しております。

【上崎委員】 十分理解できなかったんですけども、変化が生じなくても、もう令和3年の段階で令和5年の6月までということで任期が決められていたわけではなかったんですか。

【大阪港湾局】 任期は決まっていたけれども、例えば、変化が生じなければ退職される時点で辞任をしていただくというのも選択肢としてはあったのかなというふうに思っておりますので、必ずしも2年前の時点で退職後も在任が必要かどうかというところは、そこは一定、判断があるのかなというふうには思っております。当時からそれありきであったとは思ってはいませんでした。

【上崎委員】 分かりました。そうしたら、仮に今回、適正に手続を踏まれていたのであれば、場合によってはもう令和5年の3月31日でもう辞任をしていただいて、任期の更新はない可能性もあり得たということでしょうか。

【大阪港湾局】 状況によってはその可能性もあったというふうには認識しております。

【上崎委員】 分かりました。あとは、O T Sの概要、当法人の状況を説明する資料を拝見すると、今の副社長の方も大阪港湾局理事の方でいらっしゃるの、この方も令和7年の6月までの任期は残したというか、そういう形で就任されていく。そうすると今度、令和7年のときにも同じような手続が場合によっては生じるということでしょうか。

【大阪港湾局】 そうですね、今回ほど大きく状況が変わればということにはなりませんけれども、通常は60歳になられたところでは、本来であれば辞任の手続になるのかなというふうには我々は思っております。

ただ、鉄道事業というのは非常にいろんな要素で大きく動いたりしているところもございますので、なのでやっぱり適切なタイミングで判断をして、そのときにきっちりと、手続が必要であれば事前に外郭団体評価委員会の方にお諮りをして、委員の皆様にご意見を伺わなければならないと思いますし、基本は大きな事象が動かなければ3月末で、60歳迎える段階では辞任をしていただくというのが通常かなというふうには思っております。

【上崎委員】 分かりました。この資料を拝見すると、もう既にルールが敷かれていて、今の社長の方が退かれるタイミングで今の副社長がまた社長の後任になられるのではない

かという懸念はやっぱり抱かれてもおかしくはないので、そのような懸念が抱かれないように適正な手続をお願いしたいと思います。

【大阪港湾局】 申し訳ございません。必ず、同じことが起こらないように、きっちり監理に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【堀野委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 委員の堀野からも伺わせていただけますか。

今のお話で、通常であれば定年のときで辞任をするというのが本来の、通常の流れであるというような御説明と理解したのですが、今回はそういう意味では事業の特殊性ということで、イレギュラーな事案だったと思うんですけれども、そのときに再発防止策として説明会を開催するという事なんです、一般的な説明ではここは恐らくカバーできないことなので、具体的なイレギュラーな場面に依じての対応ということが必要になるのかなと思うんですが、この点はそういう個別のお話というのを各団体と密にしていくということよりも、この一般的な説明会ということでの対応で考えておられるのでしょうか。

【大阪港湾局】 そもそももう少し密に団体と状況の共有をしっかりとやっておけば、こういうイレギュラーなことに対しても対応できるのではないかと思いますので、説明会というのはそれはそれとして当然やりますけども、常日頃から団体ともう少しコミュニケーションをとって、今の抱えている状況とかをよく確認した上で、状況を見て総務局の方に御相談させていただいたりとか、内容によりましては外郭団体評価委員会の方にお諮りさせていただいたりとかしていきたいと考えております。

【堀野委員長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

【佐藤委員】 今お話聞いたところによりますと、団体からコミュニケーションという、かなりまた漏れる可能性があると思うんですけど、例えば大阪市で出向されている方、職員の方から出向されている方のリストって、何か、人事部であるとか、総括的に監理している部署があるかと思うんです。そちらの方で定年退職を迎える方というのは1年前から分かるわけですから、何かそちらから所管局に連絡があつて、手続、辞められるのか継続するのかというアラームを出していく方が漏れないような気がします。個別に対応すると、ほかの部署もいろいろ、多分、2回目というのではないと思うんですけど、ほかの部署はそういうの、関係ないと思われている方もいらっしゃるかもしれないので、何かそうい

う手続を考えられた方がいような気がしました。

【大阪港湾局】 ありがとうございます。再発防止のところにも書かせていただいていますけれど、やはり現役の職員を派遣している、人事ごとでもあるという側面もございしますので、当局の人事担当もその辺も十分把握をしてございますし、そことの連携も今回、かなり不足をしていたというふうに認識してございますので、やはり人事担当は一律退職ということに目が行きがちで、要は監理団体という手続についてはあまり詳しくない。逆に、監理団体を担当している担当者からしますと、人事ごとに関する部分というのはやはり少し弱いというところもございましたので、今後は局内の中であってもそういった情報も緊密にやり取りをしながら、漏れがないように注意をしていきたいと。その上で団体とのコミュニケーションをとっていき、それから全ての団体に対して市のルール、要綱であったり指針の規定であったりというところを再度改めてやはり周知をして、何重にもチェックをかけていきたいというふうに思っております。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 それでは、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規定に基づく手続漏れに対する質疑応答については以上で終了といたします。

【堀野委員長】 これは、特に何か意見がなければ、もういいんですかね。

【上塚法人担当課長】 はい。よろしいでしょうか。

【堀野委員長】 よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 では、次の審議に移ります前に、これより委員会を非公開としますので、関係者以外の方は御退室願います。